

岐阜県森林公社間伐材等販売実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益社団法人岐阜県森林公社（以下「公社」という。）の分収造林契約地（以下「造林地」という。）における保育間伐事業及び保育作業路開設事業等保育保護事業（以下「保育保護事業」という。）により伐採した木材の有効活用を図るため、その販売に関し必要な事項を定めるものとする。

(販売する木材)

第2条 この要領に基づき販売する木材（以下「売買物件」という。）は、保育保護事業の実施に伴い伐採された木材とする。ただし、利用間伐事業の実施により伐採された木材の販売に関しては、岐阜県森林公社利用間伐材販売要領で定める。

(販売方法)

第3条 前条に規定する木材を買い受けようとする者は買受申込書（別記第1号様式）を提出するものとする。

2 買受申込書が提出された場合は、次の事項について現地確認のうえ審査し、売買を行うものとする。

(1) 売買物件は保育保護事業等により伐採済み又は伐採しようとする材であって、他に利用・販売計画がない材とする。

(2) 売買物件については素材販売とし、物件の数量は本数又は材積を単位とする。

(3) 販売価格は現場渡し価格とし、買受申込書に示す買取価格算定表を審査のうえ決定するものとする。

(4) 売買物件の販売を履行するための期間は、当該地の保育保護事業等の完了後の必要とする期間とする。

(5) 売買物件の売買単価は、1立方メートル当たり又は、1本当たりの樹種別径級別単価とする。

(6) 販売樹種、販売材積等現地においてしか確認出来ない事項については、売買物件の所在地において、買い受けようとする者の立ち会いのもと確認するものとする。

3 前項(6)の確認を行った公社職員は、速やかに売買物件確認調書（別記第2号様式）を作成し、理事長に報告しなければならない。

(契約の締結)

第4条 前条の規定により妥当と認められるときは、売買契約書（別記第3号様式）により契約を締結するものとする。

(事業着手届)

第5条 売買物件を買い受けた者（以下「買受人」という。）は、事業着手届（別記第4号様式）を提出するものとする。

(売買物件の搬出)

第6条 買受人は、売買物件をその所在地から搬出しようとするときは、搬出明細表（別記第5号様式）を理事長に提出し、公社職員の確認を受けるものとする。

(売買契約の変更)

第7条 理事長は、契約内容に相違が生じた場合は、買受人と協議のうえ契約の内容を変更するものとする。

(事業完了届)

第8条 買受人は、事業を完了した場合は事業完了届（別記第6号様式）及び搬出物件明細表（別記第7号様式）を提出するものとする。

(完了検査)

第9条 理事長は、前条の事業完了届を受理したときは、その日から起算して14日以内に買受人の立会のもと、跡地状況等について検査を行わせるものとする。

2 前項の検査を行った職員は、速やかに完了検査調書（別記第8号様式）を作成し、理事長に報告しなければならない。

(売買金額の請求)

第10条 理事長は、前条による完了検査終了後、買受人に対し売買契約に基づき売買金額を請求するものとする。

2 買受人は前項の請求があったときは、請求書（別記様式9号）を受理してから30日以内に売買金額を支払わなければならない。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行し、昭和41年12月10日以降に契約した公社分収造林契約に適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

(別記第1号様式)

年 月 日

公益社団法人岐阜県森林公社
理事長 様

申込者 住所
氏名



間伐材等買受申込書

公社分収造林地の間伐材等を買いたいので、下記のとおり申込みます。

記

- 1 買受の目的
- 2 物件の所在地、区域面積、樹種別径級別本数及び材積

契約 番号	所 在 地	区域面積 ha	樹種	径級 cm	本 数 本	材 積 m3
計						

- 3 買受単価 別表による

- 4 履行期間 年 月 日 ~ 年 月 日

- 5 添付書類 樹種別径級別取引価格表 (様式は任意とする)
(上記希望単価を算出した際の1m3当たりの市場等の取引価格表)

(別記第2号様式)

専務理事	事務局長	課長	課員

売買物件確認復命書

命により、下記調書のとおり売買物件の確認をしましたので復命します。

年 月 日

確認者 職名 氏名



公益社団法人岐阜県森林公社 理事長様

売買物件確認調書

事業名	公社分収造林間伐材等販売事業
履行場所	市 町 大字 字 地内他 箇所 郡 村
買受申込日	年 月 日 受理
確認事項	面積 樹種 販売材積又は本数
確認日	年 月 日
買受人	
立会人	
備考	

(注) 確認事項については、買受申込書記載事項を現地の状況と照合する。

(別記第3号様式)

売 買 契 約 書

1 売買物件及び所在地

契約 番号	所 在 地	区域面積 ha	樹種	径級 cm	本 数 本	材 積 m3
計						

2 売 買 単 価 別 表 による

3 履 行 期 間 自 年 月 日
至 年 月 日

4 契 約 保 証 金 免 除

上記の売買について、公益社団法人岐阜県森林公社（以下「発注者」という。）と、
（以下「受注者」という。）との間において、上記所在地で
発注者の実施する保育間伐事業により伐倒した間伐材及び保育作業路開設事業の伐開作業に
より伐採した木材（以下「売買物件」という。）の売買契約を次の条項により締結する。

第1条 発注者は、その所有にかかる頭書の売買物件を受注者に売却することを約し、受注者はこれを承諾する。

第2条 受注者は、この契約を履行するにあたって、事業に着手したときはただちに発注者に書面による事業着手届を提出しなければならない。

第3条 受注者は、別添図面に明示した区域内の売買物件を頭書の履行期間内に搬出しなければならない。なお、搬出に際し、区域に生立する立木を損傷してはならない。

第4条 受注者は、天災その他自受注者の責に帰することができない理由により履行期限までに売買物件の搬出を完了することができないときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して履行期限の延期を求めることができる。ただし、その延長する日数は発注者受注者が協議のうえ定める。

第5条 受注者は、その所在地において、売買物件を搬出しようとするときは、売買物件の所在地別に樹種別径級別搬出本数及び搬出材積を明記した搬出明細表を発注者に提出し、確認を受けなければならない。

第6条 第5条の搬出物件明細表による本数及び材積と頭書の売買物件の本数及び材積に差が生じた場合は、発注者受注者協議のうえ、頭書の本数及び材積を変更するものとする。

第7条 受注者は、売買物件の搬出を完了したときは、事業完了届及び搬出物件明細表を発注者に提出しなければならない。

第8条 発注者は、受注者から前条の完了届を受領したときは、その日から14日以内に受注者の立会のもと、売買物件の所在跡地等についての検査を行わなければならない。

第9条 発注者は、前条の規定による検査終了後、販売代金を受注者に請求する。ただし、第6条の規定により頭書の契約本数及び材積が変更された場合は、変更後の売買金額とする。

2 受注者は、前項の請求があったときは、請求書を受領した日から30日以内に売買金額を支払わなければならない。

3 受注者の責に帰すべき理由により、前項の規定に定める期間内に売買金額が支払われないときは、発注者は、その翌日から日歩2銭7厘の割合で計算した遅延利息の支払いを受注者に請求することができる。

第10条 第8条の完了の届け出があったときにおいて、搬出未済となっている売買物件は、発注者に帰属するものとする。

第11条 この契約に関する一切の紛争については、発注者受注者協議して定める。

第12条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者受注者協議して定める。

上記契約の証として本書1通を作成し、発注者受注者記名押印のうえ、発注者がこれを保有し、受注者はその写しを保有する。

年 月 日

発注者 公益社団法人 岐阜県森林公社
理事長

受注者

(別記第4号様式)

事業着手届

事業名 公社分収造林間伐材等販売事業

履行場所 市 町 大字 字 地内 他 箇所
郡 村

契約年月日 年 月 日

完成期限 年 月 日

上記事業について、 年 月 日に着手しましたのでお届けします。

年 月 日

買受人 住所
氏名



公益社団法人岐阜県森林公社
理事長 様

(別記第5号様式)

搬出明細表

年 月 日搬出予定分

公益社団法人 岐阜県森林公社
理事長 様

買受人 住所
氏名



下記履行場所における売買物件について、次のとおり搬出したいので報告します。

記

1 履行場所 契第 号 市・郡 町・村 地内

2 搬出物件

樹種	末口直径	材長	単木材積	本数	材積	備考
	cm	m	m ³	本	m ³	
計						

(添付書類) 搬出材の概要を証する写真

上記のとおり搬出されたことを確認しました。

年 月 日

公社職員 氏名



(別記第6号様式)

事業完了届

事業名 公社分収造林間伐材等販売事業

履行場所 市 町 大字 字 地内 他 箇所
郡 村

契約年月日 年 月 日

完成期限 年 月 日

上記事業について、 年 月 日に完了しましたのでお届けします。

年 月 日

買受人 住所
氏名



公益社団法人岐阜県森林公社
理事長 様

(別記第7号様式)

搬出物件明細表

年 月 日

住所
氏名



下記履行場所における売買物件について、次のとおり搬出したので報告します。

記

1 履行場所 契第 号 市・郡 町・村 地内

2 搬出物件

樹種	末口直径	材長	単木材積	本数	材積	単価	金額
	cm	m	m ³	本	m ³	円	円
計							

公益社団法人岐阜県森林公社
理事長 様

(別記第8号様式)

専務理事	事務局長	課長	課員

完了検査復命書

命により、下記検査調書のとおり検査をしましたので復命します。

年 月 日

検査員 職名 氏名



公益社団法人岐阜県森林公社 理事長様

完了検査調書

事業名	公社分収造林間伐材等販売事業
履行場所	市 町 大字 字 地内他 箇所 郡 村
履行期間	着手 年 月 日
	履行期限 年 月 日
	完了 年 月 日
	完了届 年 月 日 受理
販売材積	
検査日	年 月 日
買受人	
立会人	
跡地状況	
備考	

(別記第9号様式)

請 求 書

金 円也

ただし、 市 町 大字 字 地内 他 箇所
郡 村

における公社分造収林間伐材等販売事業に関する販売代金

上記のとおり請求します。

年 月 日

住 所
公益社団法人岐阜県森林公社
理事長 

買受人 住所
氏名 様